第22期第16回高知海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時 令和4年12月26日(月) 13時30分から14時27分まで

2 開催場所 高知市本町5丁目6-42 高知会館 3階「平安」

3 出席委員 前田浩志、浦尻和伸、小笠原利幸、木下清、問可柾善、畠中悠

前田嘉広、石田実、蔭山純由、川竹佳子、中澤芳江(計11名)

欠席委員 澳本健也、中川幸成、山﨑國光、益本俊郎

署名委員 小笠原利幸、石田実

県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長

漁業管理課 浜渦課長

事務局 飯田事務局長、井上次長、近澤チーフ、谷口主幹、渡邊主査、坂本主事

4 審議事項

第1号議案 令和5管理年度における漁獲可能量の設定について

第2号議案 さんご漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について

第3号議案 さんご漁業に関する制限措置等の一部変更について

第4号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について (なまこ漁業、機 船船びき網漁業)

第5号議案 制限措置等の一部変更について (なまこ漁業、機船船びき網漁業)

第6号議案 高知県漁業調整規則第10条第1項第1号についての適格性の基準の 一部改正について

5 報告事項

- (1) くろまぐろの資源管理について
- (2) しらすうなぎ採捕の知事許可漁業化に向けたスケジュールについて

6 議事内容

飯田事務局長

定刻となりましたが、会議の前に2つ連絡事項があります。1つ目の連絡事項は配付資料の差し替えでございます。事前に郵送した資料5について、一部誤りがありましたので、差し替えをお願いしております。リモート参加の方には郵送させていただております。2つ目の連絡事項は、漁業管理検討部会についてです。本日の本会議が終了したあとで漁業管理検討部会の事前協議を予定しておりますので部会の委員の方は、そのまま会場にお残りください。

それでは、これより第16回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。 委員定数15名のうち、出席委員は11名で、高知海区漁業調整委員会会 議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。では、会 長、お願いいたします。

前田会長

皆さん、こんにちは。大雪のため急な日時変更となり申し訳ございませんでした。また、予定を変更しての、ご出席、まことにありがとうござい

ます。それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。

松村部長

皆様こんにちは、水産振興部長の松村でございます。第 16 回高知海区漁業調整委員会の開催に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては、年末の何かとご多用の所、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、先程会長のほうからもお話ありましたように先週金曜日、予想外と言いますか、大雪によりまして急遽日程を変更させていただきました。大変申し訳ございませんでした。急な変更にもかかわらず、ご対応いただきまして、誠にありがとうございました。また、今回の委員会つきましては、新型コロナウイルスの新規感染者数も増加傾向にあって、県の感染症対応の目安の要求ステージの6段階の上から2つ目の対策強化という事で、ステージが引き上がっております。年末年始を控え、感染拡大防止を図る為、こういった形でWeb併用の会議とさせていただいております。何かとご苦労をおかけする事もございますが、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、本日の議案等のご説明に入ります前に、本年度のしらすうなぎの 特別採捕取扱方針につきまして、ご報告申し上げます。10月31日に開催 されました当委員会におきまして、皆様方から様々なご意見をいただきま して、採決の結果不処分という事になりました。一方で、内水面漁場管理 委員会ではご承認というような結果になりました。県としましては両委員 会のご意見を重く受け止めまして、本年度の取扱方針の決定をさせていた だいた所でございます。本年度につきましては特別採捕の許可という事で ございまして、本来県の規則によりまして禁止をしているものを県内の養 鰻業者への養殖用集魚の供給の目的に限って特別に許可をするというも のであること。うなぎにつきましては、絶滅危惧種に指定されており河川 のうなぎ資源の状況は極めて厳しい状況にあること。うなぎは資源や生態 がいまだ不明な部分が多い、うなぎの資源の利用につきましては漁法原則 に基づき抑制的であるべき考えること。さらには採捕の期間あるいは採捕 の数量の上限につきましては、しらすうなぎの供給先である県内の養鰻業 界と内水面の方々との間にお話を概ねできておるということもございま して、皆様には文書の方でもお知らせをさせていただきましたように、前 回委員会にお示しをさせていただきました原案で施行するということと させていただいております。

来年度からは前回でもご議論がありましたように知事許可漁業という 形になります。本日の報告事項でスケジュールについてご説明をさせてい ただきますけれども、許可漁業化に向けまして引き続き委員の皆様方から ご意見を賜りたいというふうに考えておりますのでどうぞよろしくお願 いをいたします。

前田会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、澳本会長代理、中川委員、山﨑委員、そして益本委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、 小笠原委員と、石田委員にお願いします。

前田会長

それでは議題に入ります。

第1号議案、「令和5管理年度における漁獲可能量の設定について」を 議題といたします。事務局からの説明を求めます。

井上次長

それでは、第1号議案 令和5管理年度における漁獲可能量の設定についてご説明いたします。資料1の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

4高漁管第954号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、まあじ、まいわし太平洋系群及びさんまに関する令和5管理年度(令和5年1月1日から同年12月31日まで)における漁獲可能量を定めるため、同条第2項の規定により諮問します。令和4年12月16日。高知県知事濵田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

まず、皆様のお手元にある資料について説明します。1ページが諮問文、2ページが告示案、3ページがTAC制度についての説明、4ページが国からの通知文で、 $5\sim7$ ページが参考資料です。

それでは、資料の3ページをお願いいたします。ここでは、TAC制度について説明いたします。TAC制度とは、水産資源を持続的に利用するために、魚種毎に漁獲できる総量、つまり漁獲可能量を定め、その範囲内に漁獲を収めることで、資源の維持、回復を図ろうとする制度です。対象魚種は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、するめいか、ずわいがに、くろまぐろの8魚種です。

続いて、方針変更、決定の流れについて説明いたします。まず、資料の 左側の「①基本方針の策定」にありますとおり、対象となる魚種につきま して、試験研究機関が行う資源調査・資源評価を基に、水産政策審議会で の審議を踏まえ、農林水産大臣が国全体での漁獲可能量を定めます。そし て、その資源を利用しております大臣管理漁業と知事管理漁業に対しまし て、それぞれの実績に合わせた配分量を農林水産大臣が決定し、漁業者と 県知事に通知いたします。次に、資料の右側「②県資源管理方針の策定」 になりますが、県知事は、国から割当られた数量を、更に漁業種類別に配 分した県方針について、海区漁業調整委員会に諮問いたしまして、答申を いただいたうえで県方針の変更を国に申請し、承認を経て、新たな県方針 を公表するというのが一連の流れになります。

続いて、資料4ページをお願いいたします。今回は、国からの通知に基づき、まあじ、まいわし太平洋系群及びさんまについて、令和5管理年度の漁獲可能量を設定するものです。漁獲可能量については、近年の漁獲実績割合を目安として国から割り当てられたもので、当県においては「現行水準」として設定されています。このため、まあじ、まいわし太平洋系群及びさんまについては、現行水準以上に漁獲量を増加させないように管理をする必要があります。

ただいまの漁獲可能量の設定に係る告示については、資料2ページ目の 告示案のとおりです。

以上のように、今回ご審議いただくのは、まあじ、まいわし太平洋系群 及びさんまについて、農林水産大臣から通知のありましたとおり漁獲可能 量を定めるものです。なお、その公表手段は、高知県公報に告示すること とします。また、資料5~7ページに、本県及び全国でのまあじ、まいわ し、さんまの漁獲量をまとめたものを付けておりますので、お時間のある ときにご覧下さい。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

前田会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

石田委員

まいわし太平洋系群ですが、現行水準という事で 2,273 トンが示されております。一方、6ページの参考資料を見ますと、令和 3 年度では 2,800 トンとなっております。この場合、現行水準を、まいわしが増加傾向にあると聞いておりますので、ひょっとして上回る可能性があるかもしれないと思っております。で、上回った場合はどういうふうな措置をとられるかを教えていただきたいと思います。

井上次長

石田委員さんのご質問としては現行水準として国から示されている 2,273トンという目安を高知県が超えてしまった場合と言う事で間違いな いでしょうか。

石田委員

はい、そのとおりです。

井上次長

超えてしまったからといって、直ちにくろまぐろのような採捕停止命令 が出るといったようなことにはならないというふうに国からは聞いてお ります。ただ、指導があるといった話は伺っております。

石田委員

はい、よく分かりました。ありがとうございます。

前田会長

先程のに続いてですが、指導がある順序としてはどのようなものが採捕 停止に至るまで何段階かあると思うのですが、どういうふうな手順、段階 を踏まれますかね。

井上次長

基本的に具体的に細かい段階というのは国から話を聞いたというのはないんですが、現行水準として告示をされているものについては、この目安を超えたからといってそういった採捕停止にならないといったことだけ伺っています。ちょっと具体的な事についてはあまり伺っていないんですが。

前田会長

他にございませんか。

前田会長

ご意見もないようですので、お諮りいたします。

第1号議案、「令和5管理年度における漁獲可能量の設定について」は、 原案のとおり設定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申い たします。

前田会長

続きまして、第2号議案、「さんご漁業の許可又は起業の認可方針の一 部改正について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

井上次長

それでは、第2号議案 さんご漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について説明いたします。資料4の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

4高漁管第955号。令和4年12月16日。高知海区漁業調整委員会会長前田浩志様。高知県知事濵田省司。さんご漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について。このことについて、別紙案のとおりその一部を改正したいので、貴会の意見を伺います。

なお、これ以降は、許可又は起業の認可方針を「許可方針」として説明 します。

まず、2ページ目の「1 改正理由」をご覧ください。今回さんご漁業

の許可方針を改正するに至った経緯について説明します。平成30年度及び令和元年度に、高知県海域において、宝石さんごの分布状況や生物学的情報の収集を行い、宝石さんご資源への適切な管理手法に寄与する知見を得ることを目的として、水産庁の漁業調査船「開洋丸」により、宝石さんご生息環境調査が実施されました。この調査の結果、現在県西部の深海さんご漁業の操業区域として設定している海域において、2地点でさんご群落が確認されたため、水産庁からの提案により、令和4年漁期から、この2箇所がさんごの保護区域(操業禁止区域)として設定されました。しかしこのうちの一箇所について、漁業者から落ち木を漁獲していた漁場が含まれるため、区域を少しずらしてほしいとの声があり、高知県サンゴ西部連絡協議会及び高知県サンゴ漁業連絡協議会から保護区域の移動について要望がありました。

この移動については、さんご群落が確認された地点に影響がないことを 水産庁に確認しており、面積も減少していないことから、資源保護の効果 が後退しないものであるとして今回許可方針の一部を改正するものです。

また、併せて平成28年に設定した保護区域の経度の記載誤りを修正し、 保護区域のを明確化するための記載の変更を行います。

次に「2改正内容」について説明します。令和4年に設定した保護区域 1箇所の移動については、境界線を北へ緯度1分、西へ経度1分それぞれ 移動するもので、次の3ページ目の操業区域概要図にあります、保護区域 丸クを実線で表した現在の区域から点線の区域に変更します。平成28年 に設定した丸力の保護区域の経度の誤りは「東経122度」を「東経132 度」に修正します。そして、保護区域の表現の明確化については、4ペー ジの新旧対照表をご覧ください。現在の、「丸々の線と丸々の線に囲まれ た区域」という表現では、対象となる区域がカ、キ及びク以外にも数箇所 設定されていると誤認される可能性があるため、「うち丸々度の線以北」 という記載を追加することでより区域を明確にします。

最後に、この改正の施行日は12月26日を予定しております。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

前田会長

ただいまの事務局説明についてご意見、ご質問はございませんか。

石田委員

2つ教えてください。1つは近年のさんごの採捕量は概ねで結構ですが 増加傾向か、横ばい傾向か、減少傾向か、それかどれにも当てはまらない かということです。まず、それをお願いできますでしょうか。

井上次長

おおまかに言うと減少傾向にあるというのが実態です。

石田委員

わかりました、ありがとうございます。もう1つは3ページの略図のことで大変細かい事で恐れいりますが方位ですね、真方位と磁針方位が混在しております。これは真方位と言うのは地球の自転の異なるので磁針方位はS極とN極のジャイロコンバスとマグネットコンパスの違いと思うんですが、実務上は差支えないのでしょうか。それだけです。

井上次長

知事許可漁業というのは操業区域については、以前からの古い部分については磁針方位による表記になっておりますが、最近になって設定された特にこの保護区域なんかについては近年設定されたものですので真方位による表現となっております。

石田委員

よくわかりました。ありがとうございます。

前田会長

それによって、漁業者のほうは理解されていますか、現場のほうは。

浜渦課長

図面にも表していますので特に混乱等はないかと思いますが、磁針方位 というのは経年によってズレが生じてくると言うことで、本来であれば真 方位で全て変換をして行くべきかというふうには考えておりますので、今 後そういった他の保護区域についても、そういった置換作業もかなり時間 もかかると思いますが、そういった方向では取組んでいきたいと考えてお ります。

前田会長

漁業者のほうに伝わればどちらでも良いと思うのですけど、区域違反とかそういうことにならないようにゆっくり教えてあげてください、わかるように。

川竹委員

細かい所なんですけれども、2ページの一番下の改正施行日なんですが 今日になっておるんですけど、日にちがずれた関係か何かかと思いまして ちょっと質問です。

井上次長

川竹議員ご指摘のとおり、これ本来 23 日に諮りまして、手続きを経て 26 日に施行ということで、この資料もそのように作らせていただいてお りますので、出来れば今日中に何とか規定の手続を終えて、今日の施行に したいと思っておりますが、もしそれが間に合わなかった場合は、例えば 明日以降の施行日ということでちょっと変更させていただきたいと考え ております。

前田会長

他にございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第2号議案、「さんご漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について」は、原案のとおり改正することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第2号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第3号議案、「さんご漁業に関する制限措置等の一部変更 について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

井上次長

それでは、第3号議案 さんご漁業に関する制限措置等の一部変更について説明いたします。資料3の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

4高漁管第956号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則 (令和2年高知県規則第73号)第4条第1項第3号に掲げるさんご漁業 の制限措置等を一部変更したいので、同規則第11条第3項の規定により 諮問します。令和4年12月16日。高知県知事濵田省司。

ここからは座って説明させていただきます。

今回は、令和5年2月末をもって、さんご漁業の許可が有効期限を迎えることから、制限措置を変更し、許可又は起業の認可を申請すべき期間を 定めるものです。

それでは、資料3ページをお願いします。こちらは、さんご漁業の制限措置等の新旧対照表でして、資料の右側が現行の制限措置、左側が新案となっております。まず、表中、漁業者の数をご覧下さい。この表において、操業区域1は室戸岬周辺海域を、操業区域2は足摺岬周辺海域のことを示しています。今回は、操業区域2の足摺岬周辺海域において、2件の廃業があることから、この漁業者の数を、資料右側の「176」から、資料左側の「174」に変更します。また、表の下の3許可又は起業の認可を申請すべき期間ですが、こちらにつきましては、「令和4年1月15日から同月31日まで」から、「令和5年1月10日から同月25日まで」に変更します。

続いて、資料4ページですが、こちらは、先ほどの第2号議案で説明いたしました、足摺岬周辺海域における保護区域の移動と記載誤りの修正、区域の表現の明確化のために変更するもので、第2号議案と内容が重複しているため、説明は省略させていただきます。

なお、ただいま説明しました変更点の告示については、資料2ページの 告示案のとおり行います。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

前田会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第3号議案、「さんご漁業に関する制限措置等の一部変更について」は、 原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第3号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第4号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正 について(なまこ漁業、機船船びき網漁業)」を議題といたします。事務 局からの説明を求めます。

井上次長

それでは、第4号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について(なまこ漁業、機船船びき網漁業)を説明いたします。資料4の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

4高漁管第957号。令和4年12月16日。高知海区漁業調整委員会会長前田浩志様。高知県知事濵田省司。漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について。このことについて、別紙案のとおりその一部を改正したいので、貴会の意見を伺います。

ここからは、座って説明させていただきます。

それでは、資料 2ページ目をお願いいたします。「1 改正理由」について説明いたします。(1)なまこ漁業について、現在、操業区域 7 の手結地区における許可をする漁業者の数の上限は「11」ですが、新規の操業希望者が 1 名いるため、上限を 1 増やし「12」とするものです。

次に(2)の機船船びき網漁業については、操業区域2の安芸、伊尾木、 川北、穴内及び芸西地区において今年8月に拡大した操業区域の点の位置 の記載に誤りがあったため、これを修正するものです。引き続き、課内で の確認を徹底するよう努めて参ります。大変申し訳ありませんでした。

2改正内容について、3ページ目の新旧対照表をご覧ください。3なま

こ漁業の表中、「漁業者の数の上限」を左側、旧の11から右側、新の12にします。

次に「5機船船びき網漁業」については、4ページ目のイ操業区域2の 点ウ「東経133度55分60秒」を「東経133度56分00秒」に改め、点力 「北緯33度33分06.0秒」を「北緯33度30分06.0秒」に改めます。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いい たします。

前田会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第4号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について (なまこ漁業、機船船びき網漁業)」は、原案のとおり改正することに、 ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第4号議案は、原案が適当であると、答申い たします。

前田会長

続きまして、第5号議案、「制限措置等の一部変更について(なまこ漁業、機船船びき網漁業)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

井上次長

それでは、第5号議案 制限措置の一部変更についてご説明いたします。資料5の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。 4高漁管第958号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則 (令和2年高知県規則第73号)第4条第1項第4号に掲げるなまこ漁業 及び同条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業について、制限措置を一 部変更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します。 令和4年12月16日。高知県知事濵田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

それでは、資料4ページをお願いいたします。なまこ漁業の許可等の制限措置うち、操業区域7の「手結地区」の許可すべき漁業者の数については、現在公示している「11」から、今後許可できる数である「1」に変更します。

資料5ページの機船船びき網漁業の制限措置の変更については、先ほどの第4号議案と重複しますので、説明は省略させていただきます。

なお、ただいま説明しました変更点については、資料2ページ及び3ページの案のとおり告示を行います。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いい たします。

前田会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

12 じゃなくて1ですか。

井上次長

許可方針のほうではその漁業の許可の数の上限というのを表しております。なので11から1上がって12というのが上限になりますというご説明をさせていただきました。で、制限措置というのは、その時にあと何人の許可ができるのかというのを告示をするものです。で、これから先、手結地区で許可を出来る数は1ですので、過去11だった告示を1に変更するということになります。

前田会長

なまこ混獲っていう場合、なまこですよね。底引きの分が 12 あるという事ですよね。トータル。

井上次長

なまこ漁業の許可が11あったのを12に増やすということになります。

前田会長

1つ増えるという書き方ですよね。はい、分かりました、ありがとうご ざいます。

前田会長

他にございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第5号議案、「制限措置等の一部変更について(なまこ漁業、機船船びき網漁業)」は、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第5号議案は、原案が適当であると、答申い たします。

前田会長

続きまして、第6号議案、「高知県漁業調整規則第10条第1項第1号 についての適格性の基準の一部改正について」を議題といたします。事務 局からの説明を求めます。

井上次長

それでは資料6の1ページをお願いします。

諮問文を読み上げます。4高漁管第959号。令和4年12月16日。高知海区漁業調整委員会会長前田浩志様。高知県知事濵田省司。高知県漁業調整規則第10条第1項第1号についての適格性の基準について。このことについて、別添案のとおりその一部を改正したいので、貴会の意見を伺います。

ここからは、座って説明させていただきます。

はじめに、この適格性の基準に関する経緯を簡単に説明し、そのあとで、 今回の改正の内容をご説明申し上げます。

まず、経緯について申し上げますと、令和2年12月の漁業法改正に伴い、高知県漁業調整規則の全部改正を行いましたが、その中の高知県漁業調整規則第10条第1項第1号で、漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者は漁業の許可又は起業の認可をする際に適格性を有する者ではないということが規定されました。そこで、県は、令和3年1月13日開催の高知海区漁業調整委員会でご意見をお聞きし、適格性の基準を定め、以後、漁業許可の申請に際して提出していただく「漁業の許可又は起業の認可についての適格性に関する申立書」により、申請者の法令違反の状況を確認し、適格性の基準に照らし合わせて許可の審査をしているところでございます。

それでは、今回の改正の説明ですが、資料6の2ページ目をご覧ください。まず、改正理由ですが、今年12月1日に特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律が施行されましたので、これを適格性の基準に反映させるためでございます。次に改正の内容ですが、適格性の基準の1の(2)「漁業に関する法令」の中に水産流通適正化法を追加いたします。また、現在、漁業許可申請書に添付していただいている適格性に関する申立書の別紙1の中にある漁業関係法令リストにも追加いたします。改正の施行日については、本日の委員会でのご意見をいただきまして、特に支障なければ令和5年1月1日とする予定です。

資料の3ページと4ページは、新旧対照表であり、アンダーラインを引いた部分が変更箇所です。5ページから10ページまでは、改正後の内容であり、最後の11ページは、水産流通適正化法の概要に関する資料を添付しています。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

前田会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第6号議案、「高知県漁業調整規則第10条第1項第1号についての適格性の基準の一部改正について」は、原案のとおり改正することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第6号議案は、原案が適当であると、答申い たします。

前田会長

議案は以上ですが、次に報告事項に移ります。

報告事項の1件目「くろまぐろの資源管理について」、事務局の説明を 求めます。

井上次長

それでは、報告事項(1)くろまぐろの資源管理についてです。

本日は、高知県のくろまぐろの漁法別TAC管理の検討の進捗状況の報告と、水産庁から公表された資料をもとに、先日開催されたWPCFCの年次会合の結果及び令和5管理年度の漁獲可能量設定について説明いたします。

ここからは、座って説明させていただきます。

それでは、資料1ページ目をお願いいたします。現在検討しているくろまぐろ漁法別TACについて、進捗状況を報告させていただきます。

1漁業者の意見交換会の概要です。今年6月に開催された海区委員会において、くろまぐろの漁獲可能量について現在の月別管理から漁法別管理導入を検討することが決定し、これについて、漁業管理検討部会に付託されました。これを受けて、部会では漁法別TAC管理について、釣り漁業者との意見交換会を11月5日、定置漁業者との意見交換会を11月18日に実施しました。この結果、釣り、定置双方ともに、漁法別で漁獲枠を分けること、管理期間については月別ではなく、四半期がよいこと、どちらかの漁獲枠が余った場合には漁法間で枠を融通できるような仕組みとしたいことで意見がまとまりました。また、釣り漁業者からは、釣りについては、枠を曳き縄、はえ縄などさらに細かい漁法別にわけてほしいとの要望がありました。

2今後の予定についてです。(1)くろまぐろ管理の変更案の決定ですが、11月に実施した意見交換会で決定した、釣り、定置漁業者の代表者各3名が参加した漁業管理検討部会をR5年1月上旬に開催し、漁法別の漁獲可能量や融通のルールについて協議し、変更案を決定します。次に(2)資源管理方針の変更ですが、まず(1)の部会で決定した内容をもとに高

知県資源管理方針の変更案を作成し、水産庁との事前協議を行ったうえで、R5年1月か2月に海区委員会を開催します。委員会は、部会からこの資源管理方針の変更案について報告を受け、第12回海区委員会「第1号議案 高知県資源管理方針の変更について」の諮問に対し、答申し、資源管理方針を変更します。(3)令和5管理年度の漁獲可能量の設定についてですが、(2)で変更した資源管理方針に基づき、3月の海区委員会で、新たな方法での令和5管理年度の知事管理漁獲可能量を設定します。

次に資料2ページ目にうつりまして、WCPFCの年次会合の結果について説明いたします。この会合は11月28日から12月3日まで開催され、北太平洋びんなが、かつお、及び北太平洋めかじきの資源管理について主な議題とされており、今回は特にくろまぐろの資源管理について、新たな議論はありませんでした。

次に5ページ目、令和5管理年度の漁獲可能量の配分の考え方について、12月8日に水産庁が開催した、くろまぐろTACに関する意見交換会の資料の一部抜粋により説明いたします。6ページ目をご覧ください。現在、くろまぐろの漁獲可能量の配分については、WCPFCの基準年である2002年から2004年を基本として近年の漁獲実績を勘案しており、3月にその年の管理年度が終了した段階で繰り越し分が配分されるしくみとなっており、令和5管理年度についても、同じ仕組みとなっております。

8ページ目をご覧ください。国の示した令和5管理年度の各都道府県への配分案ですが、上の小型魚、下の大型魚ともに高知県の配分は令和4管理年度と同じ数量です。9ページ目の上、繰り越しの基本的な考え方がありますが、漁獲枠の未利用分については、当初配分量の10%まで繰り越し可能となっておりますので、仮に現在の令和4管理年度終了時に高知県の漁獲枠が余れば、当初配分の10パーセントまでの数量の範囲内で令和5管理年度の数量に上乗せされることとなります。

最後に10ページ目をご覧ください。令和4管理年度における、現在までの融通実績のまとめです。4月から12月までの5回、高知県では可能な限り増枠の要望をしておりますが、小型魚と大型魚の交換の場合のみが実績となっており、高知県の増枠は実現しておりません。

以上で事務局からの説明を終わります。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようですので、次の報告事項に移ります。

報告事項の2件目、「しらすうなぎ採捕の知事許可漁業化に向けたスケジュールについて」、事務局の説明を求めます。

谷口主幹

それではしらすうなぎ採捕の知事許可化に向けたスケジュールにつき まして、ご報告いたします。

まず資料の一番下、黒塗りで示している部分をご覧ください。

令和5年12月1日に、漁業法施行規則第41条でしらすうなぎが特定水産動植物に指定されることとなっており、違法な採捕に対しては厳罰が適用されることとなっています。またその採捕については、これまでの特別採捕許可ではなく知事許可漁業によっての採捕が必要なことから、同日令和5年12月1日に、知事による漁業の許可を定める高知県漁業調整規則第4条第1項の、うなぎ稚魚漁業が施行されることとなっています。

今回はその移行に向けたスケジュールについてご説明致します。まず、最上段の令和4年12月までのところをご覧ください。これまで県では、高知県に適したうなぎ稚魚漁業の許可スキーム(案)を検討してまいりました。許可スキーム(案)とは吹き出しに書いておりますとおり、許可の基本的な考え方、枠組みを定めるものです。こちらの案について、来月1月に、両委員会の皆様にまずはご報告させていただいた上で、その翌月2月に関係者の皆様、主に内水面、海面、養鰻の皆様と意見交換をさせていただきます。そしてその翌月3月に、現許可名義人の皆様と意見交換をさせていただいた上で、許可スキームを固めてまいります。この許可スキームを踏まえ、許可方針の案を作成致します。許可方針は許可の制限措置や条件を定めるに当たっての考え方や、採捕量の上限、許可対象者の欠格事項などを規定するものです。こちらについても案ができましたら、まずは両委員会に報告し、関係者説明を行った上で7月頃にパブコメ、意見公募を行い、方針や許可基準、制限措置の案を固め、通常の許可漁業と同様に、両委員会に諮問を行った上で、制限措置を告示してまいります。

ここまでを来年の9月までに行い、その後、関係者説明会を行い、許可の申請を受け付け、適格性の審査等の許可事務を行い、11月にはうなぎ稚 魚漁業の許可名義人を決定してまいります。

以上で説明を終わります。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ないようでございますので、報告事項について終わります。

それでは、これをもちまして、第16回高知海区漁業調整委員会を閉会 といたします。漁業管理検討部会のみなさんは、帰らずにそのまま少しお 待ちください。そのほかのみなさんは、お帰りいただいてかまいません。 どうもありがとうございました。

(閉会)

本書は、第22期第16回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議	長	前田	浩志	-		
議事録署名委員		小笠原利幸				
	_					
議事録署名委	員	石田	実			